【資料１】

東温市地域自立支援協議会

全体会

委員16人
（学識経験者、障がい者団体代表者、障害福祉サービス事業者、関係行政機関等）
＜協議事項＞
・地域の関係機関連携体制の構築に関すること
・障がい福祉に関する困難事例への対応方法等に関すること
・相談支援事業に関すること
・障がい福祉計画に関すること　等

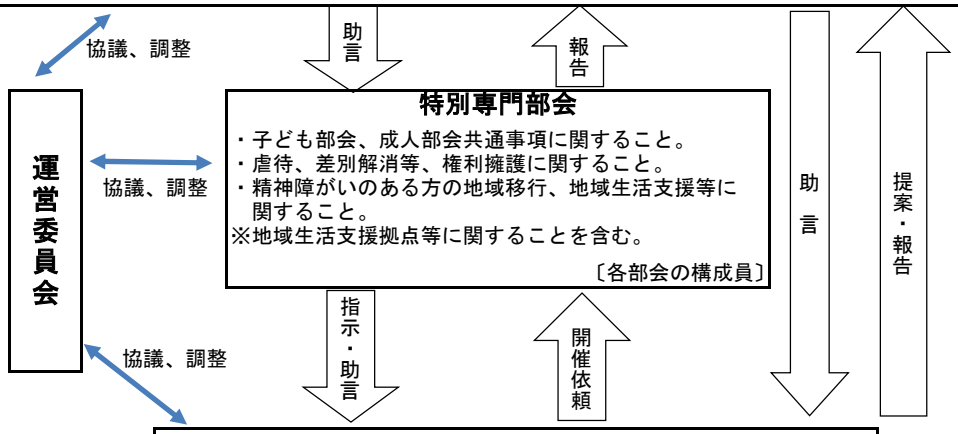

専門部会

（子ども部会）

- 特別支援学校
- 特別支援学校等保護者
- 東温市内相談支援専門員
- 障害児通所サービス事業所等
- 発達障がい親の会
- 児童発達支援センター
- 医療機関（子ども医療）
- 育ちの支援教室「ぱれっと」療育指導員
- 東温市子育て支援課
- 東温市健康日本一推進課
- 東温市学校保育課

子ども部会の小部会
※部会員以外のメンバーを含む。
●保護者部会
●事業所等部会

（成人部会）

- 就労支援サービス事業所
- 市内相談支援専門員
- 障害福祉サービス事業所等
- 地域活動支援センター
- 障がい者家族会
- 人権擁護委員
- 民生児童委員
- 医療機関（精神保健福祉士）
- 愛媛県中予保健所
- 障がい者相談員
- 東温市健康日本一推進課（保健師）
- 東温市行政対象暴力相談員（警察ＯＢ）

成人部会の小部会
※部会員以外のメンバーを含む。
●就労部会
●暮らしを支える部会

（相談支援部会）

- 東温市基幹相談支援センター
- 東温市内相談支援事業所
- 愛媛県社会福祉事業団相談支援事業所
- 松山市障がい者南部地域相談支援センター

（医療的ケア児部会）※新規

- 東温市医師会
- 愛媛県医療的ケア児支援センター
- 特別支援学校教諭
- 特別支援学校保護者
- 東温市基幹相談支援センター
- 東温市内相談支援専門員
- 松山市相談支援専門員
- 東温市危機管理課
- 東温市社会福祉課
- 東温市子育て支援課
- 東温市健康日本一推進課
- 東温市学校保育課

○東温市地域自立支援協議会設置要綱

平成20年3月3日

告示第12号

（設置）

第1条　東温市に居住する障害者（以下「障害者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービス提供について総合的に調整し、連携することを目的に東温市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1)　相談支援事業の運営に関すること。

(2)　障害福祉に関する各般の困難事例への対応方法に関すること。

(3)　地域の関係機関による連携体制の構築に関すること。

(4)　相談支援事業のうち相談支援強化事業の活用に関すること。

(5)　障害福祉計画等の策定及び進捗管理に関すること。

(6)　その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条　協議会に全体会議と個別支援会議を置く。

2　全体会議の委員は、25名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　障害福祉サービス事業者を代表する者

(3)　障害者・市民を代表する者

(4)　委託相談支援事業所

(5)　関係行政機関の職員

(6)　その他市長が必要と認める者

3　個別支援会議は、前項に定める機関・団体の実務担当者、及びその他必要な関係者で構成する。

（任期）

第4条　委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条　協議会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条　協議会の全体会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2　会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3　個別支援会議は、困難事例等に対処するため、実務担当者等により必要応じて適宜開催するものとし、会議の進行は参集者から互選する。

（専門部会）

第7条　協議会は、専門の事項を協議するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2　部会は、協議した結果のうち、協議会へ報告すべき内容がある場合は、協議会で報告するものとする。

3　部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（秘密の保持）

第8条　委員は、会議及びこの活動で知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条　この協議会の庶務は市民福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

東温市地域自立支援協議会専門部会設置要領

平成24年8月17日

訓令第22号

（趣旨）

第1条　東温市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の機能充実と円滑な運営を目的に東温市地域自立支援協議会専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（部会の名称及び所掌事務）

第2条　部会の名称は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める事務を所掌する。

(1)　子ども部会　障害又は発達に心配のある児童及び家族に対する支援等に関すること。

(2)　成人部会　障害者の生活、就労支援等に関すること。

(3)　相談支援部会　相談支援専門員の育成及び資質向上、相談支援体制や地域におけるネットワークの構築に関すること。

(4)　医療的ケア児部会　医療的ケア児の支援に関すること。

(5)　特別専門部会　次のアからウまでに定める事務

ア　子ども部会、成人部会、相談支援部会及び医療的ケア児部会に共通する事項の検討及び調整に関すること。

イ　障害者虐待、差別解消等の権利擁護に係る体制構築、困難事例の検討、調整、啓発等に関すること。

ウ　精神障害のある人の地域移行、地域生活支援等に関すること。

（部会の構成員）

第3条　部会の構成員（以下「部会員」という。）は、部会を構成する組織として協議会の承認を得た関係機関、障害者団体、市関係部署等（以下「承認機関等」という。）の実務担当者、職員等とする。

2　部会員は、承認機関等の中から市民福祉部社会福祉課において選任し、協議会に報告するものとする。

（任期）

第4条　部会員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2　部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第5条　部会に部会長及び副部会長を置く。

2　部会長は部会員の互選により、副部会長は部会長の指名により選任する。

3　部会長は、部会の事務を統括する。

4　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条　部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

2　部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3　部会長は、部会の意見、提案等をとりまとめ、協議会に報告するものとする。

（秘密の保持）

第7条　部会参加者は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条　部会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第9条　この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附　則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。